

告示

埼玉県告示第二百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県白岡市新白岡三丁目五十一一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗面積が五百平方メートル以上の小売店営業は、埼玉県生活環境保全条例において、夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために夜間営業及び音響機器の使用について制限をしています。区域区分としては第一種住居地域に該当するため、夜間の営業（午後十時から翌日午前六時）の規制基準値は四十五デシベルです。

やむを得ず深夜（午後十一時から翌日の午前六時）営業を行う場合、次に掲げる音響機器を使用することは、条例で禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は除かれます。

- (1)カラオケ装置
- (2)ステレオカセットその他の音声機器
- (3)拡声装置
- (4)録音・再生装置
- (5)有線ラジオ放送装置
- (6)楽器

近隣の生活環境に配慮をはかり、苦情等問題が生じた場合には誠意をもって対応してください

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター